

参議院議員通常選挙のお知らせ

問選挙管理委員会 本8階 TEL(23)8736

この夏、任期満了に伴う参議院議員通常選挙が行われます(任期満了日：令和4年7月25日)。

- 投票時間…午前7時～午後6時
- 開票…投票日の午後8時から、湯津上農村環境改善センターで行います。投開票状況については、随時、市ホームページなどでお知らせします。

- 選挙公報の配布…候補者の人物や政見を知っていたため、選挙公報を配布します。新聞折り込みのほか、各支所、各出張所、各地区公民館などに備え付ける予定ですのでご利用ください。また、音声版の選挙公報が必要な方は選挙管理委員会までお問い合わせください。

投票日当日の混雑緩和のため、期日前投票の利用にご協力ください。

期日前投票をご利用ください

投票日当日に予定があり、投票できないと見込まれる方は、期日前投票をご利用ください。

期日前投票所	期 間	時 間
総合文化会館第1会議室	公示日翌日から投票日前日まで	午前8時30分～午後8時
湯津上庁舎102会議室	公示日翌日から投票日前々日まで ※㊦㊧㊨は開設しません	午前8時30分～午後5時
黒羽庁舎1階ロビー	公示日翌日から投票日前日まで	午前8時30分～午後5時
両郷地区コミュニティセンター会議室 (両郷出張所)	投票日4日前の水曜日	午前9時～正午
黒羽農業構造改善センター会議室 (須賀川出張所)	投票日4日前の水曜日	午後1時30分～4時30分
佐久山地区公民館会議室	投票日3日前の木曜日	午前9時～正午
野崎研修センター会議室	投票日3日前の木曜日	午後1時30分～4時30分
道の駅那須与一の郷情報館研修室	投票日2日前から投票日前日まで	午前9時～午後6時

- ◎投票所入場券裏面の『期日前投票宣誓書(兼請求書)』に必要事項を記入してご持参ください。
- ◎投票所入場券は公示日から順次発送します。郵便事情によりお手元に届くまでに4日程度(㊦㊧は算入しない)かかる場合があります。入場券がお手元に届く前でも、期日前投票所に備えてある宣誓書を利用して投票ができます。

感染症対策にご協力ください

投票所での感染症対策

- ・投票所に手指消毒液を設置します。
- ・係員や立会人はマスクを着用します。
- ・定期的に投票所の換気、記載台や鉛筆の消毒を行います。



有権者の皆さまにお願いする感染症対策

- ・投票所入口で消毒液による手指の除菌。
- ・マスクの着用と咳エチケットの徹底。
- ・まわりの方と適切な距離を保つ。
- ・鉛筆(シャープペンシル)を持参して投票ができます。投票用紙はインクがにじむ可能性がありますのでボールペンなどの使用は推奨しません。
- ・帰宅後は手洗い、うがいを行ってください。



●デマンド交通が利用できます●

デマンド交通(らくらく与一)を利用して投票所に行くことができます。ご利用の際は、電話での事前予約が必要です。

【電話予約先】

山和タクシー有限会社予約センター
TEL(26)1717

★湯津上庁舎期日前投票所を㊦㊧㊨開設しないことに伴い、湯津上地区にお住まいの方が㊦㊧㊨に期日前投票所までデマンド交通を利用する場合は、往復分の利用者負担額が無料になります。詳しくは市ホームページをご覧ください。



投票済証の発行はしていません

投票済証は、投票に来られた方に投票の証として発行するものですが、法的根拠がないため、選挙管理委員会の判断に委ねられています。

使用方法によっては、利益誘導や買収など不適切に利用される恐れがあること、投票に行かなかったことを理由に不利益を受ける可能性があることを考慮するとともに、有権者ひとりひとりが自ら考え、判断し、一票を投じていただきたいという考えから投票済証の発行はしていません。

ご理解のほどお願いいたします。

投票の諸制度をご利用ください

①郵便などによる不在者投票

歩行が困難な方のうち、次の要件に該当する方は、事前に選挙管理委員会で「郵便等投票証明書」の交付を受け、自宅で投票することができます。

- ①身体障害者手帳をお持ちで、下表の障害名について、その等級に該当する方
 - ②介護保険の要介護者で要介護5の方
- ※事前に「郵便等投票証明書」の交付申請が必要です。すでに、「郵便等投票証明書」をお持ちの方の請求期限は投票日の4日前までになります。

障害名	等級
両下肢・体幹機能・移動機能などの障害	1級・2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸などの機能障害	1級・3級
免疫・肝臓の障害	1級～3級

②点字投票

目の不自由な方は、点字による投票をすることができます。各投票所には点字器が備えてあります。

③代理投票

身体の障害などにより自分で候補者の氏名を書くことができない方は、投票所の係員による「代理投票」をご利用ください。代理投票の利用には、本人が投票所までお越しになることが必要です。

④代理記載制度

郵便等投票証明書の交付を受けている方で、次の要件に該当する方は、代理記載により投票をしてもらうことができます。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方で、身体障害者手帳に上肢または視覚の障害の程度が「1級」と記載されている方
- ②戦傷病者手帳の交付を受けている方で、戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害の程度が「特別項症から第2項症まで」と記載されている方

⑤滞在地での不在者投票

住所が本市にあって、出張などで長期間他の市町村に滞在している方は、郵便により滞在地で不在者投票をすることができます。また、マイナンバーカードを利用して投票用紙の請求をすることもできます。詳細は、選挙管理委員会までお問い合わせください。

⑥特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などを行っている方で、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができます。詳細は、選挙管理委員会までお問い合わせください。

⑦病院や老人ホームなどに入院・入所中の方の不在者投票

都道府県選挙管理委員会から指定を受けている病院や老人ホームなどの施設に入院・入所中の方は、その施設内で不在者投票をすることができます。詳細は、入院・入所中の施設にお問い合わせください。

いちご一会とちぎ国体

第77回国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

いちご一会とちぎ大会

第22回 全国障害者スポーツ大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

綱引競技を行います



- 日程…6月25日(土)～26日(日)
- 場所…栃木県立県北体育館

1チーム8人で1本の綱を引き合い、時間無制限で4m引いた方が勝者となる競技です。成年男女、少年男女、成年男女混合の5種別で、それぞれ予選リーグと決勝トーナメント方式で行います。

男女ともに8人の合計体重(チームウエイト)により、成年男子600kg以下、成年女子500kg以下、少年男子520kg以下、少年女子440kg以下、成年男女混合560kg以下で行われます。
※新型コロナウイルス感染症の状況により、急きょ大会が中止・縮小など変更になる場合があります。



茨城国体成年男子の競技の様子

炬火イベント参加者募集



マイギリを使用した火起こしを体験し、「大田原市の火」を誕生させるミニイベントを開催します。市民の皆さまのご参加をお待ちしています。

- 日時…6月26日(日)、7月24日(日)、8月7日(日)
午前9時～正午
- 場所…栃木県立県北体育館

●その他…申込不要

☞ <https://ohtawara-tochigikokutai.jp/>



年金を受給している65歳以上の方の市民税・県民税特別徴収制度

令和4年4月1日現在、65歳以上の方で、年金の所得に対して市民税・県民税が課税される場合、年金からの特別徴収制度(年金支給額から市民税・県民税を天引きして納付する制度)により、市民税・県民税を納付することになります。この制度は年金受給者の納税の利便性の向上を目的に導入された制度です。

なお、この制度はあくまで徴収方法を変更するものであり、市民税・県民税の計算方法が変更になったわけではありません。

●特別徴収の対象者…▶前年中に公的年金の支払いを受け、かつ4月1日に公的年金などの支払いを受けている方
▶4月1日現在65歳以上の方▶遺族年金、障害者年金以外の老齢基礎年金などの支給年額が18万円以上の方
▶介護保険の保険料が年金から特別徴収(天引き)されている方

●特別徴収の対象となる年金…老齢または退職を支給事由とする公的年金

●特別徴収される税額…公的年金所得にかかる所得割額と均等割額

※給与所得や農業所得などの公的年金以外の所得がある場合は、その分にかかる税額は除かれます。

●税額などの通知…年金から特別徴収される金額は、送付される「令和4年度 市民税・県民税税額決定・納税通知書」に記載がありますので、ご確認ください。

※年金からの特別徴収が停止され、市民税・県民税の未納額が生じた場合は普通徴収に切り替わり、市から納付書が送付されます。お手元に届きました納付書で納付をお願いします。

○特別徴収開始1年目の方(昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生まれの方)

年金の前半と後半で徴収方法が異なります。

▶前半:年金にかかる年税額の半分の金額を2回に分け、6・8月に普通徴収(市役所または金融機関などで納付書により納める方法)により納付。

▶後半:残った年税額を3回に分け、10・12・2月に支給される公的年金から特別徴収。

(例) 公的年金所得にかかる年税額が60,000円の場合

期別・支給月 納付額・徴収額	普通徴収 (納付書で納付)		特別徴収 (公的年金支給額から天引き)		
	1期(6月) 15,000円	2期(8月) 15,000円	公的年金 10月支給分 10,000円	公的年金 12月支給分 10,000円	公的年金 2月支給分 10,000円
	年税額の $\frac{1}{4}$	年税額の $\frac{1}{4}$	年税額の $\frac{1}{3}$	年税額の $\frac{1}{3}$	年税額の $\frac{1}{3}$
	年税額の $\frac{2}{4}$		年税額の $\frac{2}{3}$		

○特別徴収開始2年目以降の方(昭和31年4月1日以前生まれの方)

年6回の公的年金等支給時に特別徴収となりますが、前半の3回は仮特別徴収税額の徴収となります。

▶前半:前年度の特別徴収税額(年税額)の $\frac{2}{3}$ に相当する額を3回に分け、4・6・8月に支給される公的年金からの特別徴収。

▶後半:本年度分からの年税額から仮特別徴収税額を差し引いた残りの税額を3回に分け、10・12・2月に支給される公的年金から特別徴収。

(例) 公的年金所得にかかる年税額が63,000円の場合

年金支給月 徴収額	特別徴収 (仮特別徴収税額)			特別徴収 (年税額から仮特別徴収税額を引いた額)		
	4月 10,000円	6月 10,000円	8月 10,000円	10月 11,000円	12月 11,000円	2月 11,000円
	前年度の年税額の半分の額を3回で徴収 ※前年度の年税額が60,000円の場合			年税額－仮特別徴収税額＝10月以降の徴収額 63,000円－30,000円＝33,000円⇒3回で徴収		